

平成 18 年 No.28

東京学芸大学地域連携推進委員会規程等の一部を改正する規程等

改正理由

理事の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、理事の職務分担の見直しに伴う必然的な改正なので、教育研究評議会等には諮らずに、決裁により処理する。

東京学芸大学地域連携推進委員会規程及び学芸大学・F C 東京・小金井市運営協議会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年 4 月25日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規程第18号

東京学芸大学地域連携推進委員会規程及び学芸大学・F C 東京・小金井市運営協議会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学地域連携推進委員会規程（平成16年規程第 8 号）及び学芸大学・F C 東京・小金井市運営協議会規程（平成16年規程第23号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学社会貢献活動点検評価推進委員会要項及び指定教員養成機関指導委員会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成18年 4 月25日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

東京学芸大学社会貢献活動点検評価推進委員会要項及び指定教員養成機関指導委員会要項の一部を改正する要項

東京学芸大学社会貢献活動点検評価推進委員会要項（平成16年 6 月 3 日制定）及び指定教員養成機関指導委員会要項（平成 7 年 3 月 3 日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学地域連携推進委員会規程の一部改正について

改正理由：理事の職務分担の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）副学長（<u>研究等</u>担当） （2）～（8） 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年4月25日から施行し，平成18年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）副学長（<u>教育等</u>担当） （2）～（8） 〔省略〕 〔省略〕

学芸大学・F C 東京・小金井市運営協議会規程の一部改正について

改正理由：理事の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第4条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）副学長（研究等担当） （2）～（5） 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成18年4月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第4条 運営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）副学長（教育等担当） （2）～（5） 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学社会貢献活動点検評価推進委員会要項の一部改正について

改正理由：理事の職務分担の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （副学長の出席） 第7条 副学長（<u>研究</u>等担当）は，委員会に出席し，意見を述べる事が出来る。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年4月25日から施行し，平成18年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （副学長の出席） 第7条 副学長（<u>教育</u>等担当）は，委員会に出席し，意見を述べる事が出来る。 〔省略〕

指定教員養成機関指導委員会要項の一部改正について

改正理由：理事の職務分担の見直しに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第3条 指導委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）副学長（<u>研究等</u>担当） （2）～（3） 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，平成18年4月25日から施行し，平成18年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第3条 指導委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 （1）副学長（<u>教育等</u>担当） （2）～（3） 〔省略〕 〔省略〕